

大阪府職員採用選考申込書

大 阪 府

受験番号

★

選考職種		
守衛	自動車運転手	土木建設員

↑受験を希望する職種1つに○をしてください。複数の職種を選択することはできません。

私は、選考案内に記載されている受験資格をすべて満たしており、この申込書に記載した事項に相違ありません。

写 真
・上半身、脱帽、正面
向で半年以内に撮影し
たもの。
・申込時に必ず貼っ
ておくこと。

縦4cm×横3cm

フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生
現住所	〒()		
	()方		
	電話番号	—	—
	F A X 番号	—	—
	緊急連絡先(携帯電話等)	—	—
	メールアドレス	@	
結果通知 連絡先	〒()		
	()方		
	電話番号	—	—
受験上の配慮を要する事項(点字受験、車椅子の使用や拡大文字による受験等)の有無			○印を記入してください。 有 ・ 無

選考職種を「自動車運転手」とした場合のみ		
そ の 他	「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準(平成29年7月31日警察庁丁運発第109号・別添)」に記載のある、運転免許の取消し又は効力の停止を受けることとなる一定の病気等の該当の有無を右欄に記載してください。 ※「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」は本申込書の裏面もしくは、以下のURLから確認してください。 《警察庁ホームページ》 https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/list2.html	<input type="checkbox"/> 一定の病気等に該当する <input type="checkbox"/> 一定の病気等に該当しない

- (注) ※★欄は記入しないでください。
※結果通知連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合にのみ記入してください。
※受験上の配慮を要する事項の有無欄の「有」・「無」のいずれかを○印を記入してください。
※虚偽の記載をすると採用されないことがあります。
※日本国籍を有しない人は、氏名欄に原則として、本名を記入してください。

【自動車運転手の選考を希望される方は裏面をご参照ください】

運転免許の拒否等を受けることとなる一定の病気等について【概要】

《警察庁ホームページより》

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/list2.html

○運転免許を拒否又は保留される場合

1. 介護保険法第5条の2に規定する認知症

2. アルコール、麻薬、大麻あへん又は覚醒剤の中毒

3. 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの

政令では、統合失調症(自動車等の安全な運転に必要な認知等に係る能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈しないものを除きます。)が定められています。

4. 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの

政令では、次のものが定められています。

ア てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。)

イ 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいいます。)

ウ 無自覚性の低血糖症(人為的に血糖を調節することができるものを除きます。)

5. 3及び4のほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

政令では、次のものが定められています。

ア そううつ病(自動車等の安全な運転に必要な認知等に係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除きます。)

イ 重度の眠気(症状を呈する睡眠障害)

ウ そううつ病及び睡眠障害のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知等に係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

○運転免許の取消し又は効力の停止を受ける場合

1. 運転免許を拒否又は保留される場合の1から5までに掲げるもの

2. 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるもの

政令では、次のものが定められています。

ア 体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの

イ 四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃したもの

ウ その他、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの(運転免許に条件を付することにより、その能力が快復することが明らかであるものを除きます。)